

医療法人

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

1. 医療法人とは

本来業務として、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設することを目的とする社団又は財団で、医療法の規定により、都道府県知事の認可を受けて設立される法人です。

2. 医療法人の附帯業務

医療法人の附帯業務は、本来業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、医療法第42条各号の全部又は一部を行うことができます。

但し、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことはできません。

3. 個人経営と医療法人経営の比較

区分	個人	医療法人
経営主体の持続性、安定性	・資金調達を開設者個人に依存するため、資金調達が困難であり、経営上の安定性を維持しにくい。	・基金の拠出又は寄附、又は自ら借入を行うことで資金調達が容易にすることができ、経営上の安定性を担保することができる。
経営の近代化 経営基盤の強化	・個人の家計と開設する医療機関の経理が分離されていないため、費用の区別がつきにくい。 ・経営判断を個人が行うため、客観性及び安定性の面から問題がある。	・開設者個人を始めとする関係者が給与所得者となるため、人件費の区分が明確になり、費用の区別がつきやすい。 ・経営判断を複数の社員で行うため、客観性及び安定性が担保される。
資本の集積	・必要な資金、資産を開設者個人の資産に依存し、借入可能額もそれに束縛されるため、資金調達の手段が限定される。	・開設者個人のみならず、基金の拠出者又は寄附者を広く求めることで必要な資金、資産の調達を容易にすることが可能。 ・借入を行う際についても医療法人の事業規模等が基準となり、開設者個人の資産に依存する必要性が低くなる。

4. 医療法は、営利目的の病院等の開設を否定しています。また、医療法人においては、剰余金の配当禁止を定めており、利益の配当は認められていません。

その他に注意を要することとして、従業員の福利厚生を目的とするもの（看護師宿舎等）を除き、医療法人が所有する不動産を第三者に賃貸等することは認められていません。

5. 医療法人の指導監督としては、（1）決算の届出（会計年度終了後3ヶ月以内に提出）

（2）登記事項変更登記完了の届出（3）報告及び検査（4）法令違反に対する措置（5）設立認可の取消 があります。（参考：「医療法人設立事務に関する説明会資料」）

相続法改正（預貯金払戻し）

弁護士 長谷川 留美子

今回は、相続法改正のうち、預貯金の払戻しについてとりあげます。

最高裁判所は、近年、過去の判例を変更して、相続された預貯金債権は遺産分割の対象になる、としました。そんなことは当たり前ではないか、と思われるかもしれませんが、これまでは、遺産中の預貯金債権は法定相続分どおりに当然に分割されて相続されるとされており、相続人全員の合意がないと遺産分割の対象にできませんでした。銀行実務では相続人全員の印鑑がないと預貯金を引出せないことが多かったのですが、裁判をすれば自分の法定相続分に相当する金額の払戻しを受けることができました。

しかし、判例変更により、遺産分割前には相続人単独での払戻しができなくなりました。そこで、今回の相続法改正で、遺産分割前の預貯金債権行使の制度ができました。

この制度は、相続開始時の預貯金債権額の3分の1に法定相続分を乗じた額を、上限150万円まで単独で払戻しを受けられるというものです。この金額は、各金融機関ごとに計算されますので、預貯金が多数の金融機関にそれぞれそれなりの金額存在すると、結構な金額の払戻しを受けられることとなります。ただし、払戻しをした預貯金債権については、払戻しを受けた共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされます。

もう一つ、遺産分割前に預貯金の払戻しを

受ける方法として、仮分割仮処分制度があります。これまでもこの制度はありましたが、その要件が厳しく、あまり利用できませんでした。今回の改正でその要件が緩和され、①遺産分割の審判又は調停が裁判所に係属しているときに、②裁判所が仮払いの必要性があると判断すれば、③他の共同相続人の利益を害さない限り、④遺産の仮分割の方法によって、預貯金の仮払いが受けられることになりました。「必要性」は、相続債務の弁済や相続人の生活費の支弁などが例示されています。この仮処分で払戻しを受けられる金額には上限がありません。ただし、前記の上限150万円までの払戻し制度の利用が可能な時は、まずそちらを先に行って、それでも足りないときに初めて「必要がある」と認められることになると考えられます。仮分割仮処分によって払戻しをした預貯金債権については、あくまでも仮の処分ですので、あらためて遺産分割で帰属を決めることとなります。

これらの制度の施行日は、2019年7月1日です。施行日以後に開始する相続に限られず、施行日前に開始した相続でも、施行日以後に預貯金債権を行使するときは適用されます。

なお、相続開始後まだ預貯金が凍結される前に相続人が預貯金を引出してしまったとき、他の共同相続人全員の同意により、それを遺産分割の対象とする制度もできました。

(随想)

先端医療の到達点に想う

センター会長 杉浦 正康

先日小生が加入している「日本医業経営コンサルタント協会」の研修会に出席してきた際に、非常に考えさせられた部分がありましたのでその一端をご報告したいと思います。

講師は名古屋大学医学部附属病院先端医療・臨床研究支援センター長・脳卒中医療管理センター長の水野正明教授で、テーマは「AI (人工知能)、ビッグデータ、IoTがもたらす次世代健康医療社会」という大変大きな問題でした。

現在日本社会が当面している重大な課題としては「団塊の世代が75歳以上になる2025年」をどう乗り切るかだということがあります。この「超高齢社会」の下で健康寿命・社会寿命の延伸を図るために①全世代型社会保障制度の整備と②働き方改革が必要となるとの位置づけです。

そして「高齢者対策の切り札」として地域のみんで高齢者をケアするという「地域包括ケアシステム」を2025年までに整えなければならないというのです。

そのためには高齢者に対して「徹底した自立支援」が必要であり①介護予防②重症化予防③生活支援が必要ということになります。

その具体的な事例を「愛知県知多郡東浦町」で実践してきたということで詳細に説明していただきました。それによると現状では「介護者はいつまでも増え続けますし、いつまでも元気になりませんし、いつまでも自立出来ない支援になっている」というのが実情のよう

です。この悪循環をどうやって好循環に変えて行くかが課題だというわけです。

ところで問題の解決のために重要なのが「AI (人工知能)」の技術なのです。人間の様々な活動や五感の動きはまさにビッグデータですからそれらを分析するためにはAIの助けが必要になります。これからの医療はビッグデータを活用して得た結論を基にして対応を考えなければなりません。

たとえばそのような過程を経て作成された「ALK阻害剤」によって現在すでがん医療についても個々の臓器別がんではなく「臓器別がん全般」を治せるところまで来ているそうです。「疾病体系が変わる」というのです。また、脳卒中の医療についても軽症脳梗塞患者の再発を防ぐことによって要介護対象者を減らし健康寿命の延伸が可能になると言います。結果として10年後には脳卒中による寝たきりはゼロになると言います。

AIを駆使し、数学を応用することによって「治療中のがん患者が3カ月以内に亡くなるかどうかの予測が可能になりつつある。『死のスイッチ』は200日前にオンになる」というようなことが分かってきたという話にはいささかびっくりさせられました。

以上セミナーの内の一部をご紹介しますが、いずれにしましても大変な時代がやってきており、それを理解しそれに追い付いて行くには相応の努力が必要であることを痛感させられました。

康友会ゴルフ同好会

第273回 例会成績

平成31年4月10日(水)
ナガシマカントリークラブ

順位	氏名
優勝	日置 亨
準優勝	山口 光治
3 位	杉浦 康晴



<次回開催予定>

令和元年7月3日(水)
小原カントリークラブ

取り切り戦	
優勝	日置 亨
準優勝	山口 光治

他参加者 藪井 満、荒井 栄児、
足立 文夫、古田 益三
(順不同、敬称略)



5月、6月の税務・労務

5月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇特別農業所得者の承認申請
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
 - ◇平成30年分所得税延納分の納付
 - ◇平成31年3月決算法人の確定申告、9月決算法人の中間申告
6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇平成31年3月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
 - ◇自動車税の納付
 - ◇鉦区税の納付

6月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
 - ◇納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
- 17日◇税務署長から平成31年分所得税の予定納税額の通知
- 7月1日◇平成31年4月決算法人の確定申告、10月決算法人の中間申告、7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇平成31年4月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇個人住民税第1期分の納付
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届の提出(期限=支払後5日以内)

ご案内

● 康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

平成31年 5月 22日 (水)
 令和元年 6月 17日 (月)
 令和元年 7月 16日 (火)
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和元年 5月 22日 (水)

わが家のペット自慢
 ～オリーブの丘動物病院
 片山智博様 編～



ボクは病院の看板犬の熊三郎、3歳、男の子です。普段はみんなから「くまちゃん」と呼ばれて、飼い主様にも可愛がってもらっています。「大人しいね。」とよく言われますが、猫をかぶっています(笑) 実はけっこうやんちゃなんです。

◎ 休日のお知らせ

5 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

★ 税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

近川純那 早川 毅 中島和人 小林浩子
 加藤紀男 都築玲香 山田真義

「令和」という年の始まりです。
 このセンターだよりが届く頃には、現在住んでいる日進市において、新しい市長が誕生しています。日進市は、名古屋市のベッドタウンとして人口が増加し続け、平均年齢も若い市です。新元号の年と市長選挙の年が重なったのも偶然だと思いますが、市長も若返ります。

都心回帰が進む中、「令和」という時代に、新市長がどんな街づくりをしていくのか、興味深いものがあります。

加藤 紀男